

令和 7 年 10 月 19 日執行予定

湖南省議会議員一般選挙

選挙公報掲載申請のしおり

湖南省選挙管理委員会

このしおりを利用される方へ

このしおりは、湖南省議会議員一般選挙における選挙公報掲載申請の手続き、掲載文原稿の記載方法について注意すべき事項および湖南省選挙管理委員会からのお願いをまとめたものです。

選挙公報の掲載申請をされる方は、このしおりを十分読んで申請してください。

湖南省選挙管理委員会

1. 選挙公報の概要

(1) 選挙公報の発行

今回の選挙にあたり候補者の氏名、経歴、政見、顔写真等を掲載した選挙公報（白黒）を1回発行します。なお、大きさは、B3用紙程度見開きのものを予定しています。

(2) 掲載申請と申請の期間

候補者が選挙公報に掲載を受けようとするときは、「選挙公報掲載申請書」により、掲載文及び写真を添えて、立候補届出日の午前8時30分から午後5時までの間に湖南省選挙管理委員会（以下「市委委員会」という。）に申請してください。提出方法は次のとおりです。なお、この日時を経過した場合、申請があっても受理できないこととされていますので、注意してください。

※ 事前審査の際にも選挙公報掲載申請書及び選挙公報掲載文原稿用紙、候補者の顔写真（電磁的記録を含む。）を持参してください。

① 書面による提出の場合

「選挙公報掲載申請書」に「原稿用紙」2部（同文のものに限る。）に選挙の期日前3か月以内に撮影した候補者本人の写真（縦10cm、横8cm）2枚を添えて提出してください。

② 電子データによる提出の場合

「選挙公報掲載申請書」を書面にて提出の上、「原稿用紙」（電子データ）に記載した掲載文の電子データ（選挙の期日前3か月以内に撮影した候補者本人の写真データを含む。）を保存したCD-Rを提出してください。なお、原稿用紙（電子データ）は市委委員会が交付した電子データによって作成されたものでなければなりません。その他下記の注意事項に従いデータを提出してください。

注1 電子データは、「PDF/X-1a（アウトライン化されたPDFファイル）形式」と「AI形式」の両方を併せて保存し提出してください。

注2 提出データファイルのタイトルは、次の例により設定してください。

例：湖南太郎_選挙公報原稿.pdf(ai)

注3 写真（白黒）は、原稿用紙（電子データ）の写真欄に示しているガイドラインの枠内に記録してください。写真用紙での提出または写真のみを単独のファイルで提出することはできませんのでご注意ください。

(3) 原文の掲載

市委委員会は、掲載の申請があった掲載文（写真欄、氏名欄、記載欄のすべて）を原文のまま写真製版し、印刷の仕上がりは**縦約100mm、横約180mm**（写真欄、氏名欄、記載欄を含む。）となるよう選挙公報に掲載しますので、文章、字句等を十分に精査した上で提出してください。
（1ページ8人程度掲載予定）。

(4) 掲載順序の決定

選挙公報の掲載順序（紙面上の位置）は、市委員会が立候補届出日の午後 5 時 15 分からくじを行って決定します。

なお、掲載を申請する候補者またはその代理人は、このくじに立ち会うことができますので、立会をされる方は市役所東庁舎 3 階の市委員会へご参会ください。

(5) 発行の中止

公職選挙法第 100 条第 4 項の規定（無投票当選）に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき、または天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行は中止します。

2. 掲載文について

(1) 掲載文の作成

① 書面による提出の場合

(ア) 掲載文は、市委員会が原稿用紙を 3 枚交付しますので、指定の枠内に黒色で明瞭に記載した同文のものを 2 部（1 部はコピー可）作成してください。

(イ) 掲載文の原稿は、実際に選挙公報に印刷される大きさとほぼ等倍です。記載できる字体や文字数に制限はありませんが、文字が小さい、細い、太い、薄い等により写真製版をした場合に明瞭に印刷できない場合や文字がつぶれて読めないなどの事態が発生することがありますので、十分注意して作成してください。

(ウ) 掲載文はすべて青線の枠内に記載してください（※ 青線は写真製版に写りません。）。

(エ) 別紙に記載した掲載文を原稿用紙に貼り付ける場合は、原稿の大きさは**縦 100mm、横 180mm（右端 30mm は写真欄と氏名欄）**とし、必ず白色の上質紙を使用してください。

② 電子データによる提出の場合

(ア) 掲載文は、市委員会が提供する原稿用紙（電子データ）を必ず利用し、Adobe Illustrator または Adobe Photoshop を用いて作成してください。原稿用紙（電子データ）は、配付資料の CD-R の中に入れています。

(イ) 写真欄、氏名欄および原稿欄の境目を明確にするため、ガイドラインを引いています。互いにはみ出すことはできませんのでご注意ください。なお、このガイドラインは印刷されません。

(ウ) 掲載文は白黒またはグレースケールで記録してください。文字が小さい、細い、太い、薄い等により明瞭に印刷できない場合や文字がつぶれて読めないなどの事態が発生することがありますので、十分注意して作成してください。

(エ) 画像解像度はグレースケール 350dpi、2 階調 1200dpi を推奨します。

(2) 掲載文に記載できること

① 氏名欄

(ア) 候補者の氏名（通称使用の認定を受けるものは、その通称）およびふりがな

(イ) 所属党派名（「無所属」、「公認」および「推薦」の文字を含む。）

(ウ) 生年月日

(エ) 年齢（投票日現在）

(オ) 職業

※ 氏名欄は、写真、図、イラストレーションおよびこれらの類をもって記載できません。

② 記載欄

候補者の政見、経歴、公約などを文章、図、イラストレーションおよびこれらの類により記載することができますが、図、イラストレーションおよびこれらの類を記載しようとするときは、それらの部分にかかる面積は、当該記載欄のおおむね2分の1を超えてはなりません。また、記載欄には候補者の写真を記載できません。

(3) 掲載禁止事項

選挙公報には、次のような事項は記載できませんので、特に注意してください。

① 選挙公報の品位を損なう事項

他人の名誉を傷つけもしくは善良な風俗を害し、または特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等の記載

② 虚偽事項

③ 刑事犯罪を構成するような記載

④ 利害誘導にわたる記載

⑤ 他の候補者（他の選挙における候補者を含む。）の選挙運動となる事項

(4) 写真

書面で提出する場合は、次のとおり作成した写真2枚（同一原版から焼き付けたもの）を原稿用紙に貼り付けずに、そのまま提出してください。

- ・選挙の期日前3か月以内に撮影したものであること（無帽、正面向上半身、無背景のもので、白黒に限る。）。
- ・縦100mm、横80mm（枠取りがしてある場合は、枠内の規格）のであること。
- ・裏面に候補者の所属政党等（無所属の場合は「無所属」と記入）および氏名を記入すること。

(5) その他掲載文の記載について

- ① 筆記具は、活字（ワープロによる場合を含む。）、ペンまたは毛筆のほかは使用することができません。また、黒色以外のものは写真に写りませんので、必ず濃い黒色で記載してください。
- ② 活字を使用する場合は、あまり小さい活字または字画の多いゴシック体を使用すると不鮮明になることがありますので、ご注意ください。
- ③ あまり小さい字を記載すると印刷した場合に見えにくくなったり、不鮮明になったりすることがありますのでご注意ください。また、極端に大きい字も印刷が汚れることがありますので、記載しないようにしてください。

3. その他

(1) 掲載文の訂正

上記の注意事項に違反した掲載文の申請があった場合、または文字等が著しく小さい場合その他の事由により掲載文の印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合は、候補者に対し、訂正を求めることがあります。

なお、候補者がその訂正に応じない場合は、市委員会は必要な訂正をすることができることになっています。

(2) 掲載文の修正または撤回

既に行った掲載申請を修正または撤回したい場合は、掲載申請受付期間内（立候補届出日の

午後５時まで）であれば、「選挙公報掲載文修正（掲載写真取替）申請書」により修正の申請を、「選挙公報掲載撤回申請書」により撤回の申請をすることができます。

なお、修正の申請をする場合は、修正した原稿２部（同じもの）またはCD-Rを提出してください（１部はコピー可）。

(3) 掲載文の返却制限

提出された掲載文および写真（電子データを含む。）は、申請期限後においては、理由のいかんにかかわらず返却しません。

(4) 原稿用紙の再交付

原稿用紙を汚損した等の理由により再交付を求めるときは、市委員会事務局に申し出てください。

(5) その他

選挙公報の印刷に誤りがあったときには、市委員会の告示をもって訂正します。

4. 掲載文の事前審査

(1) 事前審査

選挙公報の申請期間は、立候補届出日のみですので、掲載申請が間に合わないおそれもあるため、立候補届出書類事前審査と同じ日程で事前審査を行います。

なお、審査の際、訂正をお願いすることもありますので、訂正に応じられるよう候補者または代理人が直接掲載文原稿用紙（電磁的記録を含む。）を持参してください。

この事前審査を受けていなくても申請期間内（立候補届出日の午前８時３０分から午後５時まで）に掲載申請をすることはできますが、スムーズな選挙公報発行のために必ず事前審査を受けていただくようお願いします。

(2) 事前審査の日時及び場所

- ① 日時 ９月１１日（木）・１２日（金）・１６日（火）午前９時～正午、午後１時～午後４時
- ② 場所 湖南省役所東庁舎

(3) 提出書類

- ① 選挙公報掲載申請書 １部
- ② 選挙公報掲載文原稿 書面による提出の場合・・・同文のもの２部（１部コピー可）
電子データによる提出の場合・・・CD-R １枚
- ③ 候補者本人の写真 書面による提出の場合・・・同一のもの２枚

(4) 選挙公報掲載申請書の返還等

事前審査が完了した場合には、選挙公報掲載文保管証と引き替えに掲載文原稿用紙および写真（電子データを含む。）を市委員会が預かり、選挙公報掲載申請書のみ返却します。

なお、事前審査時に、選挙公報掲載文原稿をお預かりしますが、返却した選挙公報掲載申請書を必ず申請期間内（立候補届出日の午前８時３０分から午後５時まで）に提出してください。提出がないと、選挙公報掲載の申請がないものとなり、掲載することができません。

(5) 通称使用の認定を受ける場合

立候補届出時に、通称使用の申請をされる場合には、事前審査の際、その旨を申し出てください。